

## 個人情報保護条例の改正に向けた審議会での検討状況について

## 1 主旨

区では、個人情報保護法（以下「法」という。）改正に伴う区の個人情報保護制度の見直しについては、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ、本年9月に個人情報保護条例（以下「条例」という。）改正（素案）として取りまとめた。

その後、パブリックコメントを実施するとともに、国の個人情報保護委員会への照会により新たに得られた情報などを踏まえ、審議会においては、条例改正（案）に向けた更なる精査や条例の運用に必要な細則等の整備に向けた議論が進められている。審議会での検討状況及び今後の日程等について報告する。

## 2 審議会での検討状況

令和4年10月18日	審議会へ諮問
10月26日	第1回審議会小委員会
11月8日	第2回審議会小委員会
11月30日	審議会小委員会報告書
12月中	審議会から答申（予定）

## 3 審議会小委員会での検討概要

## (1) 条例要配慮個人情報の制定

## 【審議会小委員会での検討の経緯】

法第60条第5項において「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」を条例で定めることができるとされている。

条例改正（素案）の検討段階では、法の規定は同和に関する個人情報など主として地域特性（エリアとしての特性）を想定したものであるとの国の個人情報保護委員会の見解を踏まえ条例で規定することを見送ることとしていたが、その後、国の個人情報保護委員会より、各自治体が立法措置として条例を制定し政策を展開している場合（政策としての特性がある場合）についても条例要配慮個人情報として規定可能との見解が示された。

## 【審議会小委員会での検討】

国の新たな見解を踏まえると、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において保護を規定している、①国籍、②性的マイノリティ及び③ドメスティック・バイオレンスの3点について、条例要配慮個人情報として制定することに異議はないとの意見をいただいた。

## (2) その他

審議会小委員会での検討事項	審議の主旨
① 個人情報保護管理基準	法第66条第1項の規定により各自治体が策定すべきとされている。各自治体の個人情報保護の取組みの基本方針を示すものとなる基準
② 外部委託等の審査基準	改正法の枠組みの中で審議会の関与を担保するため、「審議会が関与した審査基準」に基づき各所管課が個別事案の審査を行い、その審査結果を審議会に報告することとしている基準
③ 開示請求手続の際に本人確認のために求める書類	開示請求の申請者が本人又は本人以外である場合に求める書類の種類等（「なりすまし」による手続防止）
④ 死者の情報に関する開示請求基準	個人情報の開示は本人に対して行うことが原則であるが、死者の情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報である場合に例外的に情報開示を行うことを可能とする基準であり、現行条例の運用と同様の内容の基準

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 審議会答申

令和5年 2月 企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（案）、パブリックコメントの実施結果、条例の実施細目等）

令和5年第1回区議会定例会（個人情報保護条例等改正（案）提案）

3月 ホームページ等による区民周知

職員説明会

4月 改正個人情報保護条例等の施行

## (参考) パブリックコメントの実施結果等

## 1 実施方法等

区のおしらせ特集号、ホームページ等により周知し、9月15日から10月6日まで意見を受け付けた。

## 2 意見等の数

47人（はがき34人・ホームページ10人・ファクシミリ2人・封書1人）から62件の意見が寄せられた。

## 3 主な意見等の概要

条例全般（5件）	現行条例の水準を低下させないこと ほか
条例要配慮個人情報（5件）	LGBTやDV被害者に関する個人情報を条例要配慮個人情報として条例に規定すること ほか
審議会の関与（5件）	審議会が今後も機能するようにすること ほか
行政機関等匿名加工情報（4件）	慎重に判断すべき（3件）、導入すべき（1件）